

別府市の神社

序

現在の別府市は和名抄によると速見郡朝見郷に属する地である。速見郡は和名抄によると朝見・八坂・由布・大神・山香の五郷よりなつてゐる。朝見郷については統紀宝龜三年十月の頃によると「豊後国速見郡敵見郷」とあるのでもともとは熱海か熱水即ち温泉の郷であつたのである。⁽¹⁾ う。豊後風土記に云う長湯駅も從来現在の地名の比定に於いて明瞭でなかつたのであるが、佐藤四信氏は長湯については「ながしゆ」「なげしゆ」即ち水石湯で現在の別府市「永石」であろうと説を立て⁽²⁾ られた。蓋し朝見の起源は「温泉」に起つたとみるべきであろう。

貞観九年（八六七）正月廿日には鶴見山が噴火し、三日間も震動を続け、山嶺の池中より温泉を出している。（統紀）いづれにしても朝見郷は現在の別府市の全体を含む地帯と考えられるが、この郷の中に石垣莊・竈門莊が、石垣莊の中に別府が立られ、而かも本郷はそのまま残つたものと思われる。これ等一郷二莊の中に神社が存在するか、その主なる神社

即ち旧社格・村社以上を列記すれば次の如きがみられる。

村 県		村 県		村 郷		旧 社 格	社 名	中 野 橋 能	所 在 地
社	社	社	社	社	社				
市	三	御	天	火	石	八	秋	八	幡
姫	女	靈	霧	男	火	幡	葉	幡	朝
神	神	滿	天	火	石	吉	神	見	見
社	社	社	社	火	壇	神	社	社	社
別府市		朝見		秋葉		秋葉		秋葉	
二 三		石 壇		石 壇		石 壇		石 壇	
龜 川		朝 日		石 壇		石 壇		石 壇	

この中主なる神社としては、火男火壳神社二社・朝見八幡宮・竈門八幡宮等がみられる。その他多くの小社もあるが、ここでは主として火男火壳神社と朝見八幡宮だけについて考えてみるとしたい。

(注)

- (1) 龜山隨筆（太宰管内志豊後速見郡の頃所收）
- (2) 佐藤四信著「豊後風土記の研究」（二四三頁）

一、火男火壳神社

別府市の唯一の式内社である火男火壳神社は旧県社として二社に分れて(1)いる。一は旧石垣村に一は旧朝日村鶴見にある。蓋しこの神社は何れももともと一社であつたのが二社に分れたものであろうというが通説のようである。

そこで便宜的にこの二社を区別する為めに石垣字鳥居の社を岳宮(2)とし、字鶴見の社を鶴見社と呼ぶことにする。少なくとも中世には鶴見社と呼んでいたことは弘安岡田帳によつても明らかである。

同書には「鶴見社御神領 十五町余」とある。もともと日

本の神社の呼称は土地の名によつて呼ばれている場合が多くそれは神社が、信仰とか法統によらず、土地に結びついて成立している事によるもので、神社信仰の場合は祭神によるよりむしろ「社」即ち土地の祇としての信仰に多くが成り立つ

ているようである。

かかる意味に於いて考るならば火男火壳社は中世に於いては下の鶴見社がこの神社を代表していたのではないかと思われる。

而して鶴見社の成立については貞觀九年の鶴見岳の噴火を

動機として、山上より鶴見に遷座したものであろうと一般に考えられて(3)いるが、現在神社にもそれを解明する文書史料等は存在していない。従つて貞觀九年までのこの神社の歴史は同一であるとみるべきであろう。

(注)

- (1) 鳥井の岳宮は明治六年郷社に大正十二年四月廿一日県社に、鶴見社は明治十二年七月六日に県社に列している。
- (2) 太宰管内誌 火男火壳神社の項に「直江氏云」に岳宮と鶴見神社は別であり、岳宮は鶴見山の南の麓即東畠と立石の境にあると述べているし、現在は「オダケ様」と呼んでいる。
- (3) 志手環氏「県社火男火壳神社」（速見郡史全 三八六頁）

（）本社の起源

火男火壳神社は延喜式にみる式内社である。鳥居の祭神は火之加具土命・火燒速女命となつてゐる。明細帳によると「景行天皇御宇此山ニ蜘蛛ニアリ、大ニ民害ヲナスヲ聞コシ召サレ、之ヲ誅伐シ玉ハント此處ニ行幸アリテ此山体ノ神ヲ崇敬セシト云フ、傍ニ石アリ蹴揚ノ石ト云フ、之レ帝ノ休憩セ

ラレシ古跡ナク。」と記しているが、豊後風土記の速見郡の条における

有女人名曰速津媛、為其處之長、即聞天皇行幸、親自奉迎
奏言、此山有大磐窟、名鼠磐窟、土蜘蛛二人住之、其名曰
青・白○略

の記事を引用したものであろう。かかる意味で云えば、天皇がこの山の神へ祈請したという事は土蜘蛛の誅伐を祈つた事になるのであるが、然る時は景行天皇の時既にこの神が祭られていた事になるわけであるが、宗教社会学の立場でいえば、山の神そのものは問題にはならず神を祭る社会が問題になる。随つてこの神が土蜘蛛に関係あるとすれば、自然神である火男火壳神が速見の土族の氏神ではなかつたかという事に問題が起る。即ち青・白等の名称で呼ばれている事も火男火壳の対称的な名称と何等かの関連があるようと思われるるのである。

豊日志にいう「宝亀三年二月大隅國霧島山より鶴見嶺に降臨す」記事は嶽宮旧記にもみえる所である。豊日志には

宝亀三年二月、大隅國霧島山神降臨于鶴見嶺、國司紀朝臣

鯖麻呂以其靈兆、因建祠奉祭、以列官社、稱霧島大神、火男火壳是也、

とあるが、嶽宮旧記には

宝亀三年二月日向國諸県郡霧島山神天降于豊後國鶴見嶺給

于時国司紀朝臣鯖麻呂聞其靈兆、建立神社號鶴見神社、とある。この両史料が同一根拠によつて引かれた事は一見しても明らかであるが先づ国司紀鯖麻呂が果していたかどうかであるが、統紀によると宝亀二年七月と豊後守に任せられているので、その点に於いては問題ではないが、この説をこのままとすることはできない。恐らく統紀宝亀三年十月の條によつて生まれた説ではないかと思われる。この神社の起源を景行天皇説話との関係によつて捕えれば、由布院宇奈岐日壳神社を始め豊後・直入地方の神社と共に土族の古い信仰が存在していたものと見るべきであろう。ただ官社に列したのは奈良朝末期としても差支えはあるまい。というのはこの神が平安初期嘉祥二（八四九）年六月に從五位下を授けられているからである。統紀に

嘉祥二年六月、奉授豊後國火男火壳神社并從五位下（統紀）とある。因みに宝亀三（七七二）年よりすれば七七年を経ている。かかる意味に於いて宝亀三年説は別としてもその頃官社になつたとみても大過はあるまい。

（二）式内としての本社

豊後國の式内社は延喜式によると六座が存在している即ち大一座・小五座である。即ち豊後の中で式内社のある郡は直入・大分・速見・海部の四郡である。その中全然式内社のない郡は国東・大野・玖珠・日田の諸郡である、試みにこれを

図示すると次のようになる。

郡名	座	神社名
直入郡	一	建男霜凍日子神社
大分郡	一	西寒多神社
速見郡	三	宇奈岐日女神社火男火壳神社(二)
海部郡	一小	早吸日女神社

建男霜凍日子神社は祖母山麓にあり祖母岳信仰の神社であろう。直入地方には特に多く、直入郡久住町久住神社もこの祭神である。この神の信仰は俗信と結びついて大野地方即ち豊後・日向の地方にまで可成の信仰圏をもつてゐるようである。

西寒田は大分郡にあり豊後唯一の大社である。大社になつたのは国府の近くにあつたからであろう。早吸日女神社は後の閔權現宮であり中世武家の信仰⁽¹⁾以来今日に至るまで多くの崇敬を集めている。こうした中にあつて速見郡では宇奈岐日女神社と火男火壳の三社がある。前者は由布院にあり、後者は朝見郷にあるわけである。

このようにみると豊後の官社の所在地には一つの特殊性のある事を發見する。即ち官社のない郡即ち玖珠・日田は太宰府との関係が密接であり、国東・大野両郡は宇佐との関係、即ち奈良時代の宇佐八幡封戸の所在地で宇佐宮を領家として密接な関係で結びついているということである。これ等の事によ

つてみると以上の郡には官社の必要がなかつたのではないかと思われる。速見郡に三社の式内社をもつてゐる事は或いは景行天皇の時の「土蜘蛛二人」(風土記)にある二豪族の拠点の一つが朝見郷であり、一つは由布郷であつたのであろうかとも考へられる。それは直入郡や日向臼杵郡の場合と同様に土蜘蛛の勢力の強い地方であつたので民衆に朝權を伸張せしめるために官社をおいたのではないかと思われる(神社明細帳)。

(注) (1) 早吸社文書(大分県史料十二巻所收)

三 祭神の性格

豊後における官社としては以上六社が存在しているが、それが、対政府との関係に何等かの関係がなければ創建される筈がないのである。尤も国史見在社としての杵原八幡等の如く豊後一宮といわれる程大きい神社が、式内社に入らないという例もあるが、これは豊後の場合、志我神・直入物部神・直入中臣神等と共に三社が存在し、豊前の大富神の一社に比較するとはるかに豊後の方が多いのである。勿論豊前には宇佐八幡が鎮座したので、そこにはすべて国史見在社を作り得る余地がなかつたのである。

杵原八幡が官社にならず、見在社であつた点に於いては、石清水八幡・大原野神社・香椎宮等の大社が含まれているが授位・名神・奉幣・祭祀の祈請等に於いて全く官社と異なる

所はないにもかかわらず見在社である。これ等の理由について梅田義彦氏は次の五項目に分類して(1)いる。

1. 神祇官内部の事情に基くもの
 2. 朝廷・国司の処置の如何によるもの
 3. 神祇官の事務渋滞によるもの
 4. 神威の消長によるもの
 5. 特殊の事由によるもの
- (1) 神仏習合的影響の濃厚なりしによるもの
- (2) 廟に成り神社として熟していなかつたによるもの
- (3) 鎮座年代が新しく、神威の顯揚が遅れ、従つて延喜式より後代に至つて官社となつたもの、又ついにそれに及ばなかつたもの
- を掲げてゐるが柞原八幡の如きは五ノ(1)の理由に入るものではないかと思われるし、志我神等何れも見在社としてみられる神社と、このような豊後式内社の祭神の性格を比較してみると、豊後式内社の大部分が自然神を祭神としているのに對して見在社が人格神を祭神にもつてゐることが知られる。しかして式内社の場合夫々の立場に於いて自ら異なつた自然神であるが、直入の場合の寒冷地に於ける山岳信仰が底にあり大分西寒田の場合の如く明確ならざるものもあるが、海部の海神信仰それは漁撈を中心とする守護神的性格をもつていたのではないかと思われるが、その中にあつて火男火売神社は火

山としての鶴見山を奉齋したものであろう。三代実錄貞觀九年二月廿六日の条に

夏四月三日、令豊後國鎮謝火、男火、火賣神、兼転読大般若經、緣三池震動之恠也、

とあるによつてみても、火山そのものを神格化するが同時これ等の現象はそれを祭る氏子集団の社会的行為をも抽象している。従つてそれに対し、火山を鎮める祈請を神に表明する為に式内社に列したであろう事が窺われるるのである。

上代における政府はこのような自然現象に対しても人間的行為の淵底をなしてゐるものとして考えられて、このような現象を示す底にある神に対して授位する事によつて避けられると考えられている。この事は又上代社会の神観念の一としてもみられるのである。三代実錄同条には

八月十六日、授豊後國從五位上火男神火咩神並正五位下とある。それは先にみられる宝龜三年十月に敵見郷の山崩によつて百姓卅七人を漂没せしめ、又民家卅区を埋められた事件とも関連して、窺われるのである。統紀廿二、宝龜三年十月の條に

太宰府言上、去年五月廿三日豊後國速見郡敵見郷山崩墳潤水為不流、積十餘日、勿決漂没百姓卅七人、被埋家卅区、詔免其調庸、加之賑給、

とある。その頃桜島火山の最初の噴火があつた。統紀による

と

天平宝享八年十二月是月西方有声、似雷非当时當大隅・薩磨兩國異烟雲晦冥奔電、去來七日之後乃天晴、於鹿兒島信爾村之海、沙石自聚化成三島炎氣露見有、如冶鑄之為形勢相連望、桃四阿之屋島被埋者民家六十二国八十餘人、是年兵早仍米石千錢(統紀)

とある。このように噴火による被害についての地方の被害は政府としては極めて重大なるものがあった。この事はやがて自然神を奉斎する神社の創設に極めて重要な動機になつたに違いない。

火男火壺神社の祭神については宝龜三年日向國諸県郡霧島山神が天降つたという説もある(豊日志)即ち先述の嶽宮旧記に

ある「宝龜三年二月日向國諸県郡霧島山神天降于豊後國鶴見嶺給、于時國司紀朝臣績麻呂聞其靈兆、建立神社號鶴見神社」

の記事は薩摩桜島の噴火等もこの神社の建立に關係あることが想像されるが、ただこの原文を批判すれば官内誌所收

直江氏云によつてみても「嶽宮と鶴見神社とは別であり、

岳宮は鶴見山の南麓の郡東畠と立石の境にある」と称してい

るし明らかに鎌倉以降中世には字鶴見の社を鶴見神社と称し

ていることをみてもこの霧島山の神を勧請したという説を探るわけにゆかない。或いは国学の勃興期における國家神道の影響をうげてゐるのか、石垣村の旧村社霧島神社の縁起と混

同したものかとも思われる。

(注)

(1) 梅田義彦氏「国司現在社としての石清水八幡宮について」(神道史研究五ノ一)

(2) 官内誌豊後速見郡 一六四頁

(四) 神社の修驗化

火男火壺神社は鶴見山に祭られたのであるが鎌倉時代には鶴見神社と称され、領家も延暦寺になつてゐる。豊後岡田帳には

鶴見神社御神領 十五町餘

(1) とあり、その神領は由布院鶴見村にあつたものと思われる。

鶴見村 十五町 領家延暦寺 地頭大友兵庫入道殿

とあるによつてみると鶴見神社領だらうと思われる。これによつてみると、先にみた貞觀の大般若転読といい、既に平安時代より延暦寺との關係のあつたであらう事が窺われ、六鄉満山や宇佐八幡御許山等で同じく延暦寺との本末關係をもつていた事は山岳仏教の寺院としての性格をもつて至つたものとして發展したものと思われる。このようにして神社も山嶺より山麓に下りて來たものである。

ただ管内誌所收「直江氏云」にある「昔遊行人回国の時此

辺に温泉有るに依て、熊野三所権現を祭る、夫より熊野社と称え來たれり」と述べ、その神社の古き事も併せて記しているが、ここにいう遊行上人とはいかなる人であるかを明らかにし得ないが熊野権現を祭つたという事⁽²⁾からすると、熊野御師ではなかつたかと思われる。しかし直江氏云にある如く鶴見神社を熊野社と呼んだという点であるが、祭神の変更はよくあるとしても式内社が祭神をかえて簡単に熊野社などと称するという事は一寸考えられない。

そこでこの熊野社と鶴見社とは別箇の社であるべきであり岳宮旧記にいう鶴見神社は先に述べたように岳宮を指しているとみるべきであろう。岳宮は現在「オダケ」と呼ばれている。即ち豊後では熊野信仰の神社を岳宮と称する例が多い、例えば大分郡挾間町字鬼崎の岳宮も亦熊野社通称熊野権現と称している。大分郡庄内の武宮の地名も、山岳信仰との関係が考えられる。

問題は山岳信仰を中心とする神社が、熊野信仰、とくに修驗化して行く所に興味ある問題がある。豊後の修驗が豊前に彦山があるにもかかわらず熊野修驗が盛んに入つて来ている事実は、所領関係・修驗者の遊行等多くの伝播の経路があると思うが、他の豊後の熊野神社即ち大野郡西神野の熊野神社は狩獲神話と結びついた熊野社で、熊のキバを祭つたり、或いは大分郡熊牟礼社も同じような経路がみられるし、東国東

郡竹田津の熊野神社は海上安全の為めに奉請されたもので六所権現と称し、天徳三（九五九）年の勧請で、伊予・変岐・備中等の漁夫の信仰までうけている（同社縁起・大分県史料十卷、一五七頁）。

國東半島の西部海岸にはこの種の熊野神社が多く、又八坂庄年田村の熊野社は嘉慶二丁卯（一三三七）熊野五所王子が降臨したと伝えている（速見郡史四三四頁）。最も大がかりな熊野信仰の遺跡は六郷山の信仰と熊野信仰の結合である。熊野石仏はこの影響の下に作られたもので、今熊山胎藏寺は康和五年（一二〇三）以降仁安三年（一一六八）の六五年の間に造立されたものだろうといわれている（谷口鉄雄氏「豊後高田市熊野」、石仏（仏教芸術）四三頁）。

平安末期の石仏とみられている、大野郡菅尾の石仏も亦紀伊・熊野三所権現の影響だろうといわれている（全氏、四九頁）。

いづれにしても熊野信仰が平安末期に豊後に入つて来て、山岳信仰の根柢を与えたわけであるが、特に中世社会に於ては修驗の伝播は修驗者自らの力で寺院の建立に至つてゐる場合が多いのである（⁽³⁾）が、岳宮の如く神社そのものに結びついて熊野社となる場合は珍しい例である。こういう意味からすれば一方では中世に至ると火男火売神社としては鶴見社に集中され、完全に岳宮は、元宮の立場におかれてしまつた為に熊野信仰と結びつき、「脳の神」としての民間信仰を成立せしめる「験」を現わすようになつたのかも分らない。

(注)

- (1) 本社由緒記に「今ハ正月田、二月田、三月田、秋田、神興田、
神樂田、御供田ナドト云フ字ノミ残レリ」とある。
(2) 鉄輪村〔松寿寺記〕にも祭神を熊野三社神と称している。
(3) 拙稿「中世社会における神人の発生」(宇佐史研究一二七号)

(五) 温 泉 祭 り

別府市の温泉祭りは商工会によつて昭和初年温泉神社の設

立され以来毎年四月一日一五日迄行われ、すすめによりそれ

以来鳥居の火男火壳神社の神輿は市内の海門寺の御旅所に下

りてくる。そうであるが、最も近代化した祭りではあるが、それは、柞原の生石の御旅所、或いは賀来市の御旅所に神輿があるのではないかとも思われる。

神社の神幸は神社経営の経済的根拠とも関連をもつてゐる

神社の經營上重要な関係のある位置に下りて来るのである。

それは柞原の放生会の生石、神宝会の賀来市との関係、放生

会の起源でいえば宇佐八幡と宇佐郡和間村浮殿の放生会にみ

られる。その祭礼を利用して市が立ち、更に柞原と

賀来の市の善神王社との関係は宇佐に於ては中世までみられ

る。行幸会これは卯酉年に行われる神宝・御装束の更新をす

る儀式を宇佐八ヶ社より国東奈多八幡にまで行われる大行事

と同様に、夫々の摂社に神幸するが、その時の摂社はいわば

御旅所である。これ等の事は山城の日吉神社の神木が神人に導かれて坂本に出ると同様であると思うのである。

このような意味に於て岳宮の神幸が、海門寺に、更に朝見八幡が松原公園に「お下りするのはその起源は新しいとしても、とに角火男火壳神社が朝見郷の別府市民に温泉の神として上古以来祭つてこられたことを知らしめるためにも意義ある行事である。

(注)

- (1) 小山田文書八三号(大分県史料 七卷)

二、朝見八幡宮

以上述べたように式内社鶴見神社が朝見郷の郷民に支えられた郷の神であつたのに對して、現在の朝見に豐後七社の一としての朝見八幡宮が鎮座している。明治六年柯社に大正九年郷社になつてゐるがその創立の年代は明らかでなく一般には大友能直の勧請となつてゐる。豊後国志にも浅見八幡祠在朝見郷朝見村大友能直所創

とあるのみである(国志四七頁)。

志手氏の速見郡史によれば「建久七年十月大友能直其家士能助國久をして鎌倉鶴ヶ岡八幡宮を勧請せしめた」としている(速見郡史四二九頁)。しかし又一説には源為朝の創立とする説もある(全上)。

豊後一般に散在する豊後諸氏の系譜によると、能直は浜脇浦に上陸とあり、その後鎌倉鶴岡八幡宮を勧請したと伝えられているし、その名残を止める、浜脇浦魚座七人組などの宮座組織もみられるのである。つまり能直が為朝の勧請である。
しかし朝見郷は莊園時代に入ると石垣・竈内二莊と朝見郷の一郷になつてゐる、弘安岡田帳によると

石垣莊 二百町
○平林本 宇佐宮領トアリ

本 莊 百四十町 宇佐宮領々主神官名主等
 別 府 六十町 地頭職名越備前左近大夫殿
 朝見郷 八十町 宇佐宮領地頭職土肥一王丸

竈内莊 八十町 宇佐弥勒寺領
 本 莊 五十三町 地頭職竈門次郎貞継
 小坂村 十七町 大将家法華堂別当僧都御房
 平場・立小野村・十町・弁鶴見加納 大友兵庫入道殿

中世における莊園領主関係からみれば、全体が殆んど宇佐八幡領であつた事が分るのであるが、勿論朝見郷は宇佐大鑑によると

豊後國 朝見郷 田取 宮用作二丁
 別府市 田取 宮用作二丁
 為半不輸之、昔宮召物加地子五百九束 於宮物任国檢田
 之定田、弁濟國庫之、爰保元年中半不輸之時丁別米卅五

丁下知之、当宮仮宮遷宮之時、依令懈怠當國役陳慢、當國司時光爾彼代、以當鄉並田原別符河所之半不輸領、永可被奉免不輸也、仍更不相交國役、
 とある。ここにみる時光は豊後守源時光で保元二年六月に平治元年正月には大日藤井國武が任せられているので、保元二年か三年であろう。この頃宇佐宮の大宮司は平安末期に最も権勢を振つた宇佐公通であり、豊前宇佐郡には江嶋・平田両別符を開いてゐるので、江嶋別符に若八幡宮を勧請しているし、半不輸の豊前山下保にも八幡宮を勧請している所からすると恐らくこの頃朝見八幡も宇佐から勧請されたのではあるまいか。

能直の鶴岡八幡の勧請は、ただに朝見八幡のみならず、宇佐・下毛・国東の一部を除いた豊後各地主として旧勢力の強固な地方には夫々鶴岡八幡が勧請せられ、中には中世大友氏の披護をうけんとして故意的に能直の名を借りてゐる八幡社もあるようである。こころみに瞥見すると

郡名	社名	勧請者	備考
宇佐	明治三社八幡宮	後藤山城守隆重	本社不明
下毛	耶馬溪八幡宮	成恒近江守頼俊	本社不明
速見	津民八幡	野仲弘道	建久六、本社不明
"	朝見八幡	能登助國久	応永元年
上村八幡		地頭安倍貞次	建久七、一〇
			永徳二、九、廿一

大分	真那井浮島八幡	建久九、九、廿
海部	中山香浮島八幡	建久中
大野	北石垣八幡	建久五
直入	東横尾若宮	建久七カ（鎌倉）
珍珠	高田若宮	建久七、（〃）
	中戸次若宮	（〃）
	竹中八幡	（〃）
	曲八幡	（〃）
	松岡御手洗八幡	嘉曆二、三
	津久見赤八幡	建治三
	長谷八幡	建久九、九、八
	野津市八幡	建久元（石清水）
	絶方一宮	応永七
	二宮	建仁二
	三宮	寿水二、（〇宇佐）
	柴山八幡	（〃）
	吉田、中尾八幡	（〃）
	糀山八幡	建治二、（宇佐）
	粟野牧口八幡	建久（鎌倉）
	帆足八幡	建保四、（〃）
		（鎌倉）
		寛元三

(以上明細帳による)

これ等の八幡社は主として鎌倉以降に創立の八幡社のみをあげたのであるが、これ等の神社が殆んど武士の勧請である事と、必らずしも鎌倉鶴岡八幡の勧請のみでないようでもあるが、鎌倉が多い事は当然うなづかれる事で(1)ある。

而かもこれ等八幡社の中には嘗つて古くよりあつた八幡社が改めて大友氏を通じて鶴岡の勧請した八幡社もある事は見逃せない。山香・石垣・曲等の八幡は宇佐領であり、少なくともその以前宇佐より勧請されていたのが改めて能直の名を借りたものもあると思われるし、事実、日出若宮の如く能直によつて復興されたものもある。ここにいう朝見八幡もその部類に入るのであるまいか、即ちその祭神をみても応神天皇・大雀命・品陀別氣命・帶中津日子命・息長帶比売命・神功皇后の六柱となつてゐるが、祭神からすると、応神天皇があるのに品陀別氣命があり神功皇后があるので息長帶比売命があるのを見ると合祀のあとがみうけられるのである。竈門八幡についても種々の問題があるが他日を期して発表することにしたい。

(注)

(1) 拙稿「八幡社の伝播」(宗教研究 一三七号 日本宗教学会)